

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 0 日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

鳥取県西部広域行政管理組合規則第 2 号

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例施行規則（平成9年鳥取県西部広域行政管理組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(休所日)		(休所日)			
第2条 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ（ <u>条例第11条第1項</u> に規定する再生工房を除く。以下「リサイクルプラザ」という。）の休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者が <u>必要があると認めるときは</u> 、これを変更し、又は臨時の休所日を設けることができる。		第2条 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ（ <u>条例第11条</u> に規定する再生工房を除く。以下「リサイクルプラザ」という。）の休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、管理者が <u>必要と認めるときは</u> 、これを変更し、又は臨時の休所日を設けることができる。			
(1)～(3) [省略]		(1)～(3) [省略]			
(搬入時間)		(搬入時間)			
第3条 リサイクルプラザに <u>ごみを搬入することができる時間</u> は、午前8時30分から午後4時までとする。ただし、管理者が必要がある <u>と認めるときは</u> 、これを変更することができる。		第3条 リサイクルプラザへの <u>ごみの搬入時間</u> は、午前8時30分から午後4時までとする。ただし、管理者が必要がある <u>と認めるときは</u> 、これを変更することができる。			
(処理対象ごみの範囲)		(処理対象ごみの範囲)			
第4条 条例第4条の規則で定める処理対象ごみ（ <u>同条に規定する処理対象ごみ</u> をいう。以下同じ。）の範囲は、次の各号に掲げる処理対象ごみの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。		第4条 条例第4条の規則で定める処理対象ごみの範囲は、次の各号に掲げる処理対象ごみの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。			
(1)～(4) [省略]		(1)～(4) [省略]			
(市町村による搬入の届出及び搬入証の交付)		(市町村の搬入届及び搬入証)			
第5条 条例第5条第2項の規定による届出は、 <u>次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。</u>		第5条 条例第5条第2項の規定による届出は、 <u>処理対象ごみ搬入届（別記様式第1号）によるものとする。</u>			
(1) 当該届出をする市町村の名称		[新設]			
(2) 処理対象ごみを搬入するために使用する車両の種類及び最大積		[新設]			

載量並びに登録番号

(3) 処理対象ごみを搬入する期間

- 2 管理者は、前項の届出があったときは、当該関係市町村の長に対し、ごみ搬入証を交付する。
- 3 条例第9条第3項において準用する条例第5条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

(1) 当該届出をする市町村の名称

- (2) 再生用資源ごみ（第12条に規定する再生用資源ごみをいう。以下この項及び次項並びに第9条第1項において同じ。）を搬入する者の区分（当該市町村又は当該市町村から委託を受けた者）
- (3) 再生用資源ごみを搬入するために使用する車両の種類及び最大積載量並びに登録番号

(4) 再生用資源ごみを搬入する期間

- 4 前項第2号に規定する再生用資源ごみを搬入する者の区分が当該市町村から委託を受けた者である場合は、同項の届出書には、当該委託に関する契約書の写しを添付しなければならない。

- 5 管理者は、第3項の届出があったときは、当該関係市町村の長に對し、再生用資源ごみ搬入証を交付する。

- 6 第1項及び第3項の届出書並びに第2項及び前項のごみ搬入証の様式は、管理者が別に定める。

(搬入許可の申請及び搬入許可証の交付)

- 第6条 条例第5条第3項の許可（以下「搬入許可」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる搬入許可を受けようとする者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

[新設]

- 2 管理者は、前項の届出を受理したときは、当該関係市町村の長に対して処理対象ごみ搬入証（別記様式第2号）を交付する。
- 3 条例第9条第3項において準用する条例第5条第2項の規定による届出は、再生用資源ごみ搬入届（別記様式第3号）によるものとする。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

- 4 管理者は、前項の届出を受理したときは、当該関係市町村の長に對して再生用資源ごみ搬入証（別記様式第4号）を交付する。

[新設]

(搬入許可申請書及び搬入許可証)

- 第6条 条例第5条第3項（条例第8条第2項において準用する場合を含む。）の許可（以下「搬入許可」という。）を受けようとする者は、条例第5条第3項第1号に掲げる者（以下「委託業者」という。）にあっては処理対象ごみ搬入許可申請書（委託業者用）（別記様式第5号）を、同項第2号に掲げる者（以下「許可業者」という。）又は同項第3号に掲げる者（以下「一般者」という。）にあっては処理対象ごみ搬入許可申請書（許可業者・一般者用）（別記

様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

[新設]

(1) 条例第5条第3項第1号に掲げる者 次に掲げる事項

ア 当該申請をする者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

イ 当該申請をする者に処理対象ごみの収集又は運搬の委託をした市町村の名称

ウ 処理対象ごみを搬入するために使用する車両の種類及び最大積載量並びに登録番号

エ 処理対象ごみを搬入する期間

(2) 条例第5条第3項第2号に掲げる者 次に掲げる事項

ア 当該申請をする者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

イ 搬入するごみの区分(事業所から排出された一般廃棄物又は一般家庭から排出された廃棄物)

ウ 処理対象ごみを搬入するために使用する車両の種類及び最大積載量

エ 処理対象ごみを搬入する期間

(3) 条例第5条第3項第3号に掲げる者 次に掲げる事項

ア 当該申請をする者の氏名及び住所

イ 搬入するごみの区分(事業所から排出された一般廃棄物又は一般家庭から排出された廃棄物)

ウ 処理対象ごみを搬入する期間

2 前項第1号に掲げる者は、同項の申請書に、当該委託に関する契約書の写しを添付しなければならない。

3 第2項第3号に掲げる者は、同項の申請書を提出する際に、申請者本人であることを証明する書類を提示し、又は提出しなければならない。

4 管理者は、搬入許可をしたときは、当該搬入許可を申請した者に対し、ごみ搬入許可証を交付する。

5 第1項の申請書及び前項のごみ搬入許可証の様式は、管理者が別

2 管理者は、搬入許可をしたときは、委託業者に対しては処理対象ごみ搬入許可証(委託業者用)(別記様式第7号)を、許可業者又は一般者に対しては処理対象ごみ搬入許可証(許可業者・一般者用)(別記様式第8号)を交付する。

[新設]

に定める。

(搬入車両の表示)

第8条 委託業者（搬入許可を受けた条例第5条第3項第1号に掲げる者をいう。）は、当該搬入許可に係る処理対象ごみの搬入に使用する車両に、管理者が別に定める事項を表示しなければならない。

(許可証等の提示)

第9条 再生用資源ごみをリサイクルプラザに搬入しようとする者は、当該搬入の際、第5条第5項の再生用資源ごみ搬入証をリサイクルプラザの職員に提示しなければならない。

2 処理対象ごみをリサイクルプラザに搬入しようとする者は、当該搬入の際、第5条第2項のごみ搬入証又は第6条第4項のごみ搬入許可証をリサイクルプラザの職員に提示しなければならない。

(処理対象ごみの搬入制限)

第10条 条例第7条の規定によりリサイクルプラザへの搬入を制限する処理対象ごみは、次に掲げるとおりとする。

(1) [省略]

(2) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する第1種特定製品

(3) 使用済パーソナルコンピュータ（その表示装置であって、ブラウン管式又は液晶式のものを含む。）のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータであって、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成

(搬入車両の表示)

第8条 委託業者は、搬入許可を受けたときは、処理対象ごみの搬入に使用しようとする車両に管理者が別に定める事項を表示しなければならない。

(許可証等の提示)

第9条 再生用資源ごみをリサイクルプラザに搬入しようとする者は、当該搬入の際、第5条第4項の再生用資源ごみ搬入証をリサイクルプラザの職員に提示しなければならない。

2 処理対象ごみをリサイクルプラザに搬入しようとする者は、当該搬入の際、関係市町村にあっては第5条第2項の処理対象ごみ搬入証を、委託業者、許可業者又は一般者にあっては第6条第2項の処理対象ごみ搬入許可証をリサイクルプラザの職員に提示しなければならない。

(処理対象ごみの搬入制限)

第10条 条例第7条の規定によりリサイクルプラザに搬入を制限する処理対象ごみは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) [省略]

(2) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項に規定する第1種特定製品

(3) 使用済パーソナルコンピュータ（その表示装置であって、ブラウン管式又は液晶式のものを含む。）のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の上欄に掲げるパーソナルコンピュータであって、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律

3 年法律第48号) 第26条第1項に規定する指定再資源化事業者に引き渡すことができるもの

イ [省略]

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第9条の9第1項の認定を受けた者に引き渡すことができるもの

(4) [省略]

(産業廃棄物の範囲)

第11条 条例第8条第1項の規定によりリサイクルプラザに搬入することができる産業廃棄物 (第14条第4号及び第5号において「産業不燃物」という。) は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第2条第6号及び第7号に規定するものとする。

(再生用資源ごみの範囲)

第12条 条例第9条第1項の規則で定める再生用資源ごみ (第14条第4号及び第5号において「再生用資源ごみ」という。) は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) [省略]

(手数料の徴収)

第13条 条例第10条第1項の手数料は、計量明細書兼納入通知書により徴収するものとする。

2 前項の計量明細書兼納入通知書の様式は、管理者が別に定める。

(遵守事項)

第14条 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 搬入証 (第5条第2項のごみ搬入証及び同条第5項の再生用資源ごみ搬入証をいう。次号及び第3号において同じ。) 及び搬入

第48号) 第26条第1項に規定する指定再資源化事業者に引き渡すことができるもの

イ [省略]

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第9条の9第1項の規定に基づく認定を受けた者に引き渡すことができるもの

(4) [省略]

(産業廃棄物の範囲)

第11条 条例第8条の規定によりリサイクルプラザに搬入することができる産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第2条第6号及び第7号に規定するものとする。

(再生用資源ごみの範囲)

第12条 条例第9条第1項の規則で定める再生用資源ごみは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(6) [省略]

(手数料)

第13条 条例第10条第1項の手数料は、計量明細書兼納入通知書 (別記様式第9号) により徴収するものとする。

[新設]

(遵守事項)

第14条 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 搬入証及び搬入許可証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

許可証（第6条第4項のごみ搬入許可証をいう。次号及び第3号において同じ。）を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

(2) 搬入証又は搬入許可証を紛失し、又は損傷したときは、速やかに届け出て、再交付を受けること。

(3) 搬入証又は搬入許可証の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出ること。

(4) 【省略】

(5) 処理対象ごみ、産廃不燃物又は再生利用資源ごみの搬入に使用する車両には、ごみの飛散を防止するための措置をすること。

(2) 搬入証及び搬入許可証を紛失し、又は損傷したときは、速やかに届け出て再交付を受けること。

(3) 搬入証及び搬入許可証の記載事項に変更があった場合には、直ちに届け出ること。

(4) 【省略】

(5) 搬入車両にごみの飛散防止の措置をすること。

備考 表中の【 】の記載は、注記である。

別記様式第1号から別記様式第9号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別記様式第2号及び別記様式第4号に規定する様式によるごみ搬入証は、その有効期間が満了するまでの間、この規則による改正後の鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第5条第6項の規定により管理者がその様式を定めたごみ搬入証として、その効力を有する。

3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の規則別記様式第7号及び別記様式第8号に規定する様式による処理対象ごみ搬入許可証は、その有効期間が満了するまでの間、改正後の規則第6条第5項の規定により管理者がその様式を定めたごみ搬入許可証として、その効力を有する。

4 この規則の施行の際現にある改正前の規則別記様式第1号、別記様式第3号、別記様式第5号及び別記様式第6号の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕い、改正後の規則第5条第6項又は第6条第5項の規定により管理者がその様式を定めた届出書及び申請書として使用することができる。